

環境トピックス

問い合わせ先

環境課 ☎40-5559

(注意)途中で解約されても委託料の返還はありません。

管理の内容

年4回の雑草の刈払いです。刈り取った草の回収は行いません。

管理する期間

5月1日から12月末日までの雑草の繁茂する時期

受託の条件

下野市の行政区域内

建物や工作物が無く、雑木、果樹、植木等、樹木の植えられていない更地

傾斜地や湿地等、通常の管理が困難でない土地

笹竹等が繁茂する等の荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地

委託の方法

環境課に申請書を提出し、

委託料を前払いしてください。

申請の期限は、4月中です。

ごみステーションの

変更には届出が必要です

下野市では、所有者に代わり、雑草の除去等、管理を引き受けます。

委託の料金

年額1000円/1区です。

百坪・330㎡の場合、年額3

万3千円となります。

握する必要があるからです。

届出は、環境課で受け付け

ますので、ステーションの管理責任者をお決めになり、申請者の印鑑を持参ください。

なお、変更には、ステーション利用者全員の理解と周知をお願いします。

小山広域保健衛生組合
中央清掃センター
土曜日開場のお知らせ

小山広域保健衛生組合

中央清掃センター

土曜日開場のお知らせ

小山広域保健衛生組合中央

センターでは、平成18年4月

より、毎月第2・4土曜日(祝

祭日にあたる場合も含む)の開場を行うことになりました。

受付期間

・午前8時30分～11時30分

・午後1時～4時まで

利用対象者

南河内地区市民及び

国分寺地区市民

搬入できるごみ

・不燃ごみ ・資源系ごみ

ごみステーションの巡回・

ごみ袋のサンプル調査について

ごみステーションの環境美化

とごみの分別の徹底を更に図る

ため、ごみステーションの巡回

及びごみ袋のサンプル調査を定期的に行っています。

資源ごみ回収報奨金について

廃棄物のうち資源として再利用できるものを集団で回収する市民団体に対して、報奨金を交付し、これによりごみの減量化・資源化の有効利用を通じて環境保全に対する意識の高揚を図るため設置した制度です。報奨金は、次のように交付しています。

報奨金

回収量1kg当り5円を交付

します。

ごみの排出時間について

ごみをステーションに排出

する時は、午前8時までに排出してください。

浄化槽法が改正されました

『水質の保全と廃止届出』

平成18年2月1日施行

水質の保全

川や湖などの水質を守るために、浄化槽をお持ちの方は、毎年1回浄化槽が正常に機能しているかを確認するための検査を受けなければなりません。

この検査は、従来から浄化槽の設置者等に対して、義務付けられていましたが、今回の法改正により、法定検査を受けていない場合は、行政処分を受けることになりました。法定検査の問い合わせ先

指定検査機関

(社)栃木県浄化槽協会

☎028(633)1650

法第七条検査は浄化槽工事業者に、法第十一条検査は浄化槽保守点検業者に、委託することができます。

廃止届出が義務化

浄化槽を新しくする場合や

下水道に接続するなど、浄化

槽の使用を廃止したときは、

その日から30日以内に使用廃

止届出書を市長あて提出してください。

南河内・国分寺地区の皆様へ

(お願い)

燃やせるごみ(生ごみ)は、

今までもおり紙袋に入れて出

してください。